



法改正により、令和5年4月からは
全年齢でヘルメットの着用が努力義務化されました

自転車の危険な運転に

厳しく対処します

箕面市
令和5年3月発行

あなたの危険な運転が死亡事故につながるかもしれません!

ヘッドホン・イヤホンで
音楽を聴きながら
の運転



周りの音が聞こえないため、危険に
気付かず、事故に遭う危険性が高
まる。

携帯電話・
スマートフォンを
使いながらの運転



視野が極端に狭くなり、危険に気付
かず、事故に遭う危険性が高まる。

傘をさしながら
の運転



片手運転のため、ハンドル操作を
誤ったり、ブレーキの効きが悪くなり
停止するまでの距離が延びる。

標識を無視
した運転



「止まれ」などの標識を無視し走行
すると、歩行者や車両に気づかず
事故に遭う危険性が高まる。

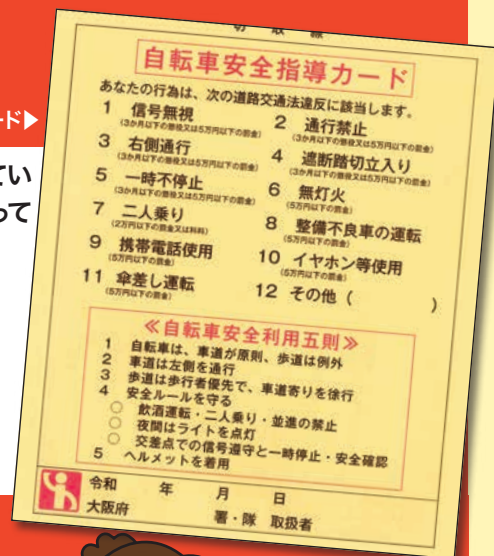
箕面市自転車安全利用条例を施行しています

自転車事故を絶対に起こさないよう、危険な運転には厳しく対応します!

危険な運転をしている自転車利用者には
指導・警告をします

自転車安全指導カード▶

警察が、信号無視や携帯電話を使いながらの運転など、危険な運転をして
いる自転車利用者を発見した場合には、指導・警告を行い、住所、氏名などを伺って
自転車安全指導カードを発行します。



中・高校生に対して、指導の内容によっては
保護者に通知します

中・高等学校の生徒への指導の内容によっては、
警察から生徒の保護者に連絡します。



通知





箕面市 自転車安全利用条例を 施行しています

自転車の危険な運転は 大事故につながります!

市では、自転車による危険な運転と事故を防止し、さらに自転車を安全に乗っていただくため、「箕面市自転車安全利用条例」を施行しています。「自転車事故ゼロ」の安全・安心なまち箕面の実現に、みなさんのご協力をお願いします。

危険
箕面市内の交通
事故全体のうち
約3割が
自転車事故

実は

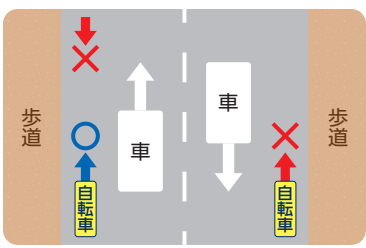
自転車を歩行者の仲間だと思っていないませんか!?

自転車は**車やバイクの仲間**です!

自転車は、走行できる場所が決められています!

「車道の左側」を走行してください!

自転車は、道路交通法で「軽車両」と位置付けられているため、**原則として歩道を走行できません。**歩道と車道の区別があるところでは、車道の左側(車と同じ進行方向)を走行してください。



ゆっくり

ただし、次の場合は自転車も歩道を走行できます

- 「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道 →
- 「13歳未満のかた」及び「70歳以上のかた」が自転車を運転するとき

歩道を走行する際は、車道寄りを安全な速度で走り、歩行者の通行を妨げる恐れがある場合は、自転車から降りてください。



自転車通行帯がある場合はそこを走行してください!

大阪府条例では、加入が義務化されています

自転車保険 入っていますよね!?

「自転車事故でも、**高額な賠償金の支払いを**命じられることがあります」

自転車事故でも、乗っている人が加害責任を問われ、高額な賠償金の支払いを命じられることもあります。子どもが事故を起こした場合も保護者に賠償責任が課せられます。

箕面市でも、**重大・死亡事故**が発生しています

箕面市内における**自転車死亡事故**

平成22年には、箕面市で中学2年生の生徒が自転車走行中、信号の無い交差点で自動車と衝突し亡くなりました。

ご家族からのメッセージ ~どうか、命を自分で守ってください~